

一般廃棄物処理業（収集運搬業）の許可について

大津町役場 環境保全課

（令和3年度）

目次

1. 廃棄物の分類	．．．．． P1
2. 一般廃棄物処理業許可の種類	．．．．． P3
3. 許可の基準	．．．．． P3
4. 新規許可の取り扱い	．．．．． P6
5. 業務を行うに当たっての遵守事項	．．．．． P6
(参考資料)	．．．．． P14

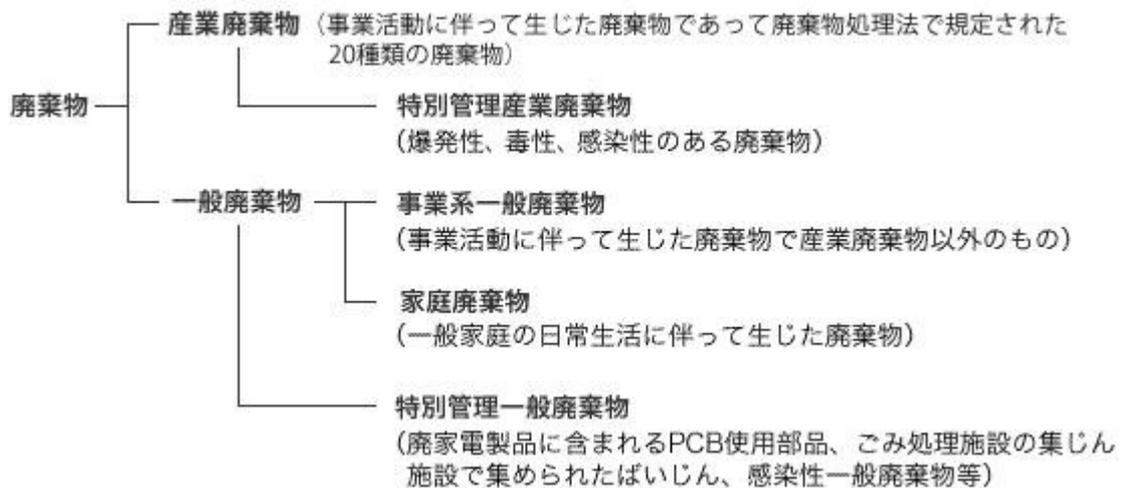
一般廃棄物処理業（収集運搬業）の許可について

1 廃棄物の分類

「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいいます（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第2条①）。

また、廃棄物は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類され（法第2条②）、さらに、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、特別管理廃棄物に分類されます（法第2条③）。

また、法に規定はありませんが、一般廃棄物は、家庭から排出される家庭系一般廃棄物と、事業者が排出する産業廃棄物以外の事業系一般廃棄物に分類されます。



産業廃棄物は、事業活動に伴い排出されるもので、以下の20品目が定められています（法第2条④・令第2条）。一方、一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物（家庭から排出されるごみ、事業所から排出される不要になった紙やダンボール、廃木材、厨房ごみ等）とされており、廃棄物を分類するには、まず産業廃棄物に該当するかどうかを判断する必要があります。

【産業廃棄物】

	種 類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	(2) 汚 泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃 酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）		

2 一般廃棄物処理業許可の種類

他者が排出した一般廃棄物を、処理手数料を徴収して収集運搬し、また、処分を行う場合は、一般廃棄物の処理を業として営む行為となります。また、積替え保管行為を行う場合も許可の対象となります。

(1) 一般廃棄物収集運搬業

大津町の行政区域において、一般廃棄物の収集運搬を業として行おうとする者は、大津町長の許可を受けなければなりません（法第7条①）。

ただし、次の場合には、許可を受ける必要はありません。

- ① 自らの事業活動に伴って発生する一般廃棄物の収集運搬又は処分を行う場合（法第7条①）
- ② 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物（古紙、くず鉄、空き瓶類、古繊維）のみの収集運搬または処分を業として行う場合（法第7条①）
- ③ 市町村の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合（施行規則第2条）

(2) 一般廃棄物処分業

一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければなりません。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りではありません（法第7条⑥）。

3 収集運搬業許可の基準（法第7条）

(1) 大津町による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。（法第7条⑤1号）

(2) その申請の内容が町の一般廃棄物処理計画に適合するものであること。（法第7条⑤2号）

(3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。（法第7条⑤3号）

※ 環境省令で定める一般廃棄物収集運搬業許可の基準

【施行規則第2条の2】

一 施設に係る基準

イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

→ 車両一覧表を提出していただき、車両検査を許可更新時に実施します。

ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

→ 積替施設を有する場合は、許可更新時に町による施設の確認を行います。

二 申請者の能力に係る基準

イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

→ 新規許可に当たっては、申請者の代表者又は業務管理者が日本環境衛生センター主催の「一般廃棄物実務管理者講習」を修了していることとします。（※当分の間、新規許可は行いません。）更新については、同講習を修了した者に準ずるものとして取り扱います。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

→ 登記簿謄本・定款・資産証明書・貸借対照表・決算報告書・確定申告書等による確認を行う場合があります。

(4) 申請者が欠格要件に該当しないこと。（法第7条⑤4号）

【法第7条⑤・⑩】

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。

二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰

金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

- ニ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ヘ ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）がイからトまでのいずれかに該当するもの
- リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

又 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

10 市町村長は、第6項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。
- 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 申請者が第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

4 新規許可の取り扱い

平成26年1月に、一般廃棄物収集運搬業許可についての最高裁判決が出され、これを受け、平成26年10月に環境省から自治体に通知が出されました。

判決においては、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置づけられていないものといえる」としており、「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる。」とされています。

また、環境省通知においては、既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮した許可処分が求められています。

本町におきましては、この最高裁判決及び環境省通知の趣旨、既存業者への影響及び町の現状を踏まえ、新規許可の判断を行います。

※ 収集運搬業務実績がない場合の取り扱い

上記の趣旨から、本町における許可業者数の適正化を図る必要がありますが、許可更新時において、許可期間中の一般廃棄物の収集運搬業務実績及び許可更新後の収集運搬業務の見込みがない場合は、許可更新を認めないものとします。

5 業務を行うに当たっての遵守事項

一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた方は、その業を行うに当たっては、法で定められた責務の重要性を認識し、特に以下の点について留意してください。

(1) 関係法令等の遵守

法、同法施行令、同法施行規則、大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例、同条例施行規則等の関係法令等を遵守するとともに、その業務を自らの責任において適正に行ってください。

(2) 一般廃棄物の処理基準（法第6条の2②）

【一般廃棄物処理基準】（法第6条の2）

2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（中略）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

【政令で定める一般廃棄物処理基準】（施行令）

（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第3条 法第6条の2第2項の規定による一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、次によること。

イ 収集又は運搬は、次のように行うこと。

(1) 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。

(2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上隣を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

ハ 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、一般廃棄物が飛散し、及び流出し並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

ニ (省略)

ホ (省略)

ヘ 一般廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。

(1) 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、一般廃棄物の積替えの場所であるとの表示がされている場所で行うこと。

(2) 積替えの場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに塵が発散しないように必要な措置を講ずること。

(3) 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

ト (省略)

チ 一般廃棄物の保管は、一般廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行ってはならないこと。

【環境省令で定める積替えに係る基準】施行規則

第1条の4 令第3条第1号チの規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。

二 搬入された一般廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えているものでないこと。

三 搬入された一般廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

リ 一般廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

(1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

(イ) 周囲に囲い（保管する一般廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場
にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていると。

(ロ) 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に一般廃棄物の積替えのための保
管場所である旨その他一般廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した揭示板が設け
られていること。

【環境省令で定める積替えのための保管の場所に係る揭示板の基準】施行規則

第1条の5 令第3条第1号リ(1)(ロ)の規定による揭示板は、縦及び横それぞれ60
センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。

一 保管する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる
場合は、その旨を含む。）

二 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

三 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、次条に規定する
高さのうち最高のもの

(2) 保管の場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭
発散しないように次に掲げる措置を構ずること。

(イ) 一般廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水
による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設ける
とともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

(ロ) 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げ
られた一般廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。

【環境省令で定める保管する一般廃棄物の保管の高さ】施行規則

第1条の6 令第3条第1号リ(2)(ロ)の規定による環境省令で定める高さは、次
の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める高さとする。

一 保管の場所の囲いに保管する一般廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分（取
この条において「直接負荷部分」という。）がない場合（第3号及び第4号に掲げる場
合を除く。）当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当
該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下
端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に50パーセ
ントの勾配を有する面との交点（当該交点が2以上ある場合にあつては、最も地盤面に
近いもの）までの高さ

二 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合 次のイ及びロに掲げる部分に依り、当

該イ及びロに定める高さ

イ 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50センチメートルの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが50センチメートルに満たない場合にあっては、その下端）（以下この条において「基準線」という。）から当該保管の場所の側に水平距離2メートル以内の部分 当該2メートル以内の部分の任意の点ごとに、次の（1）に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、（1）又は（2）に規定する高さのうちいずれか低いもの）

（1） 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

（2） 前号に規定する高さ

ロ 基準線から当該保管の場所の側に水平距離2メートルを超える部分 当該2メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次の（1）に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、（1）又は（2）に規定する高さのうちいずれか低いもの）

（1） 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離2メートルの線を通り水平面に対し上方に50パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が2以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの）までの高さ

（2） 前号に規定する高さ

（ハ） その他必要な措置

（3） 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

又（省略）

ル 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画（次号二において「一般廃棄物処理計画」という。）に基づき分別して収集するものとされる一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、その一般廃棄物の分別の区分に従って収集し、又は運搬すること。

二

イ～ハ（省略）

ニ 一般廃棄物処理計画に基づき再生するために分別し、収集した一般廃棄物は、適正に再生するようにすること。

（以下省略）

※ 積替え保管を行う場合

積替え保管ができる一般廃棄物は、資源化を目的とする積み下ろし・選別作業を行う場合や、一般廃棄物が少量のため一時保管する場合、処理施設の搬入基準により一時保管せざるを得ない場合等とし、生ごみ等の保管は認めません。（※保管するものが有価物の場合は法の適用対象となりません。）

また、積替え保管を行う場合は、別途所定の様式の提出による確認、現地調査による確認を行い、積替え施設の周囲への囲いの設置・掲示板の表示など基準を満たしているか確認を行います。

(3) 再委託の禁止（法第7条⑭）

一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が、委託を受けた収集運搬業務を他人に委託することはできません。

【法第7条】（一般廃棄物処理業）

14 一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。

(4) 帳簿の記載及び保存（法第7条⑮・⑯）

一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者は、帳簿を記帳し、それを5年間保存しなければなりません。帳簿の様式に特段の定めはありませんが、下記の事項について記載する必要があります。

【帳簿の記載事項】（施行規則第2条の5）

区 分	記載事項
収集又は運搬	1 収集又は運搬年月日 2 収集区域又は受入先 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量

【法第7条】（一般廃棄物処理業）

15 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。

16 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。

【施行規則】（一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿記載事項等）

第2条の5 法第7条第15項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、一般廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(5) 許可の取消し（法第7条の4）

一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が、廃棄物処理法に反する行為や法に基づく処分を受けた場合には、営業の停止又は許可の取消しを命ずることがあります。

【法第7条の4】（許可の取消し）

市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一 第7条第5項第4号ロ若しくはハ（第25条から第27条まで若しくは第32条第1項（第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団

員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに該当するに至ったとき。

二 第7条第5項第4号チからヌまで(同号ロ若しくはハ(第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

三 第7条第5項第4号チからヌまで(同号ニに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

四 第7条第5項第4号イからヘまで又はチからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき(前3号に該当する場合を除く。)

五 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。

六 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。)又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。

2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(6) 名義貸しの禁止(法第7条の5)

【法第7条の5】

一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、自己の名義をもって、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

(7) 協力義務(法第2条の4・法第3条)

【第2条の4】 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

- ① 処理計画に定めるところにより、一般廃棄物の減量及び適正処理に関し町が実施する施策への協力
- ② 実施した処理業務の実績についての定期的な報告
- ③ クリーンの森合志に搬入する積載物の随時検査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

(8) 立入検査(法19条)

一般廃棄物収集運搬業務許可業者が、法令等で定められた基準に従って適正に廃棄物を処理しているかどうかを確認するために、法第19条の規定により、事務所や事業現場に立入検査を行う場合があります。

【法第19条】(立入り検査)

第十九条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その

職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物若しくは第十五条の十七第一項の政令で定める土地に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理若しくは同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

(9) 罰則等

許可を受けずに処理業を行ったり、無届けで諸事項の変更をした場合などには、以下の罰則が適用されます。(一般廃棄物の処理に関する事項のみ)

【5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はその併科】

- 市町村長の許可を受けずに、一般廃棄物の収集運搬を業として行った者
- 市町村長の許可を受けずに、一般廃棄物の処分を業として行った者
- 事業の範囲を変更し、その許可を受けずに、一般廃棄物の収集運搬処分の事業を行った一般廃棄物収集運搬業者・処分業者
- 一般廃棄物収集運搬業者・処分業者で、許可の取消し又は事業停止命令に違反して当該処理事業を行った者
- 名義を貸して、他人に一般廃棄物の処理を業として行わせた一般廃棄物収集運搬業者・処分業者
- 都道府県知事の許可を受けずに、一般廃棄物処理施設を設置した者
- 変更の許可を受けずに、一般廃棄物処理施設の変更をした処理施設設置者
- 廃棄物を捨てた者(いわゆる「不法投棄」をした者)
- 一般廃棄物処理基準に適合しない処分に対する「措置命令」に違反した処分者等

【3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はその併科】

- 再委託禁止規定に違反して、一般廃棄物の処理を他人に委託した一般廃棄物収集運搬業者・処分業者
- 一般廃棄物処理施設の設置許可取消し命令・改善命令・使用停止命令に違反した者
- 都道府県知事の許可を受けずに、一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者
- 廃棄物を焼却(違法焼却)した者
- 一般廃棄物処理基準に適合しない処理に対する「改善命令」に違反した処理規準適用者

【6月以下の懲役又は50万円以下の罰金】

- 使用前検査義務規定に違反して、一般廃棄物処理施設を使用した設置者

- 変更の許可を受けた後、使用前検査義務規定に違反して、一般廃棄物処理施設を使用した処理施設の設置者

【30万円以下の罰金】

- 帳簿備付義務規定に違反して、帳簿を備えず、規定事項を帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をした一般廃棄物収集運搬業者・処分業者
- 帳簿保存義務規定に違反して、帳簿を保存しなかった一般廃棄物収集運搬業者・処分業者
- 事業の廃止又は住所等変更事項の届出をせず、又は虚偽の届出をした一般廃棄物収集運搬業者・処分業者
- 一般廃棄物処理施設の維持管理に関し、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかった処理施設の設置者
- 処理施設の軽微な変更等又は廃止、休止、再開の届出をせず、又は虚偽の届出をした一般廃棄物処理施設の設置者
- 一般廃棄物最終処分場において埋立処分が終了したとき、届出をせず、又は虚偽の届出をした最終処分場の設置者
- 相続により一般廃棄物処理施設設置者の地位を承継し、届出をせず、又は虚偽の届出をした相続人
- 廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は処理施設の構造若しくは維持管理に関し、都道府県知事又は市町村長が求める報告をせず、又は虚偽の報告をした事業者、廃棄物処理業者、廃棄物処理施設設置者
- 立入検査若しくは廃棄物の収去を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 技術管理者を置かなかった一般廃棄物・産業廃棄物処理施設の設置者

(10) その他

- ① 菊池環境保全組合処分場の搬入基準を遵守し、処理施設への搬入に当たっては、係員の指示に従ってください。
- ② 町の委託業者においては、委託ごみ（家庭系一般廃棄物）とその他のごみ（事業所系一般廃棄物）を混載して搬入できません。
- ③ 許可した車両以外での収集運搬はできません。
- ④ 収集運搬作業時には、安全確保に十分留意してください。
- ⑤ 安全運転管理、衛生管理、教育研修等の体制を確立してください。
- ⑥ 車両には、事業所（法人名）の明示及び施設器材等検査済証（コピー可）、従業員証（コピー可）を保管して下さい。

参考資料

1 積替えのための保管の場所に係る掲示板の表示例

一般廃棄物の積替え保管施設	
処理業者名	株式会社 ○○商店
連絡先	菊池郡大津町大字○○○○番地 TEL○○-○○○○
施設設置場所	菊池郡大津町大字○○○○番地
管理責任者名	大津 太郎
廃棄物の種類	資源ごみ（ペットボトルの蓋）
※最大保管高さ	○○メートル
許可番号	大津町一般廃棄物収集運搬業許可第○○号
許可年月日	令和○年○月○日

※縦横 60cm以上

※「最大保管高さ」は屋外において容器を用いずに保管する場合のみ

- (1) 掲示板は、保管の場所に通常出入りする箇所に外部から見やすいように設置すること。
- (2) 掲示板への表示は、白地に黒色の文字で行う等見やすいものとするとともに、雨水等によって汚損したり、消えたりしないものとする。
- (3) 「廃棄物の種類」とは、粗大ごみ・資源ごみなどとするが、古紙・ペットボトル・アルミ缶等のように廃棄物の具体的な名称で記載することも差し支えない。